

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町19番5号  
曙ブレーキ工業株式会社  
代表取締役会長兼社長 信元久隆

### 第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、下記のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月17日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

#### 【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等により議決権を行使される場合は、平成22年6月17日（木曜日）午後5時40分までにご行使ください。

なお、インターネット等による議決権の行使に際しましては、21ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年6月18日（金曜日）午前10時                   |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号<br>鉄鋼会館 8階 801会議室 |

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第114期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第114期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 準備金の額の減少の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役2名選任の件  
第5号議案 監査役3名選任の件  
第6号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
第7号議案 買収防衛策継続の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・当日代理人により議決権をご行使される場合は、代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を行使することができる他の株主様1名とさせていただきます。
  - ・添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.akebono-brake.com>）において周知させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけており、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して株主の皆様のご期待に応じていく所存であります。同時に、内部留保の充実によりグローバルな市場競争力及び財務体質の一層の強化をはかり、当社グループの目指す成長戦略を実現することにより、企業価値の最大化をはかってまいります。

当期の期末配当金につきましては、当初の計画を上回る売上・利益を計上することができたことから、以下のとおりとさせていただきますと存じます。（前期の配当は1株あたり5円（中間配当5円、期末配当0円）、当期の中間配当は無配。）

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額662,106,075円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成22年6月21日

#### 第2号議案 準備金の額の減少の件

今後の財務・経営戦略における自由度を高め、機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えることのご承認をお願いするものであります。

1. 減少する準備金の額  
資本準備金9,792,712,461円のうち4,800,000,000円
2. 準備金の額の減少が効力を生ずる日  
平成22年7月31日

**第3号議案** 定款一部変更の件

1. 変更の理由

監査体制の強化のため、監査役の員数の上限を現行の4名以内から5名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第30条 (員 数) 当社の監査役は <u>4</u> 名以内とする。	第30条 (員 数) 当社の監査役は <u>5</u> 名以内とする。



## 第5号議案 監査役3名選任の件

監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第3号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件として、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(※印は新任候補者であります。)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	えんどう けさお 遠藤 今朝夫 (昭和26年11月28日生)	昭和58年9月 公認会計士登録 昭和59年3月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 昭和61年3月 デロイトアンドトウシュ会計士事務所ロスアンゼルス及びニューヨーク事務所勤務 平成3年2月 米国公認会計士登録 平成12年4月 霞が関監査法人代表社員 現在に至る 平成18年6月 当社社外監査役 現在に至る	0株
2	※ ほんま みちよし 本間 通義 (昭和19年10月25日生)	昭和50年4月 弁護士登録 平成4年8月 本間・小松法律事務所(現本間合同法律事務所)設立・パートナー 現在に至る	0株
3	※ たんなわ けいぞう 淡輪 敬三 (昭和27年9月19日生)	昭和53年4月 日本鋼管株式会社(現ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)入社 昭和62年7月 マッキンゼーアンドカンパニー東京オフィス入社 平成9年7月 ワトソンワイアット株式会社 代表取締役社長 現在に至る 平成19年2月 株式会社キトー 社外取締役 現在に至る 平成19年6月 インヴァスト証券株式会社 社外監査役 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 遠藤今朝夫、本間通義及び淡輪敬三の3氏は社外監査役候補者であります。

3. 遠藤今朝夫氏は、公認会計士として幅広い経験と識見を有しており、現在、当社社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いす

るものであります。また、同氏は、これまで、会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断いたしました。

4. 本間通義氏は、弁護士として幅広い経験と識見を有しており、当社社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、これまで、会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断いたしました。
5. 淡輪敬三氏は、経営、組織、人事に関するコンサルタントとして幅広い経験と識見を有しており、当社社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 遠藤今朝夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 遠藤今朝夫氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合には同契約を継続いたします。その契約内容の概要は以下のとおりであります。また、本間通義及び淡輪敬三の両氏が監査役に選任された場合には、同内容の契約を、当社との間に締結する予定であります。

社外監査役は、当社に対し損害賠償を負うべき場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う。
8. 淡輪敬三氏が代表取締役社長であるワトソンワイアット株式会社は、平成22年6月1日付でタワーズワトソン株式会社に社名変更する予定であります。

## 第6号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び取締役を兼務しない役付執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして中期及び長期の2種類の新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対する割当てにつきましては、取締役への報酬等として会社法第361条に定める事項も併せて、ご承認をお願いするものであります。

### <ストックオプションとしての報酬額>

本議案は、ストックオプションとして当社の取締役及び取締役を兼務しない役付執行役員に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につき、新株予約権の公正価額に付与する新株予約権の数を乗じた金額を年額12,710万円以内（中期新株予約権4,250万円以内、長期新株予約権8,460万円以内）とすること、このうち、取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につき、新株予約権の公正価額に付与する新株予約権の数を乗じた金額を、年額8,550万円以内（中期新株予約権2,860万円以内、長期新株予約権5,690万円以内）とすることのご承認をお願いするものであります。

なお、平成22年3月31日現在、社外取締役を除く当社の取締役は7名であります。

### <新株予約権発行の要領>

#### I. 中期新株予約権

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び取締役を兼務しない役付執行役員に対し、業績連動報酬のひとつとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。これは、中期的な経営努力を反映できるものとして発行するものであり、また、適正な経営を通じた株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的としております。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式90,200株を上限とする。（うち取締役に対する割当分60,700株）

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

###### (2) 新株予約権の数

902個を上限とする。(うち取締役に対する割当分607個)

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

但し、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の公正価値

新株予約権の公正価値は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定する。

(4) 新株予約権の発行価値

金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。

なお、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

② その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議により決定されるものとする。

(8) 新株予約権の取得

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増額限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、本株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

## II. 長期新株予約権

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び取締役を兼務しない役付執行役員に対し、業績連動報酬のひとつとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。これは、当社の永続的な業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的視野に立ち経営の健全性と株主価値の一層の増大を図ることを目的としております。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式187,800株を上限とする。(うち取締役に対する割当分126,300株)

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

#### (2) 新株予約権の数

1,878個を上限とする。(うち取締役に対する割当分1,263個)

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

但し、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

#### (3) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定する。

#### (4) 新株予約権の発行価額

金銭の払込みを要しない。

#### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。

なお、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

#### (6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。

- ② 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
  - ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議により決定されるものとする。
- (8) 新株予約権の取得
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増額限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 募集事項の決定の委任等
- 上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、本株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

## 第7号議案 買収防衛策継続の件

当社は、平成19年5月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）について決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、平成19年6月21日開催の当社第106回定時株主総会において株主の皆様からご承認いただきました。また、その後の当社定時株主総会においても、株主の皆様から本プランの継続のご承認をいただいております。

今般、当社は、本プランが当社第109回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、平成22年5月7日開催の取締役会において、本プランを継続することを決定いたしました（本取締役会には、取締役9名中、社外取締役1名を含む8名が出席し、8名全員が賛成しました。欠席した社外取締役1名も本プランを継続することに賛成する旨を表明しています。）。

但し、本プランの継続は、本定時株主総会において、本プラン継続の承認議案が可決されたことを停止条件とします。本プランの継続に際して本基本方針の実現に資する特別な取組みの変更その他実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本議案は、本プランの継続のご承認をお願いするものであります。本プランの詳細は下記のとおりです。また、本基本方針につきましては、事業報告24ページから26ページに記載のとおりです。

### 当社株券等の大量買付行為に関する対応策（本プラン）の内容

#### 1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行

う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 2. 大量買付ルールの内容

### (1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、(iv) 当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)乃至(iv)の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

### (2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合に

は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様  
の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は  
一部を開示します。

### （3）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。
- ③ 当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。
- ④ 株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ⑤ 大量買付者は、株主意思確認総会最終時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。（なお、大量買付者が株主意思確認総会最終までに当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）
- ⑥ 当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

#### 3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

#### 4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律

及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2（4）に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3. 及び4. において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

#### イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

#### ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

#### ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 6. 本プランの有効期限

本定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決された場合、本プランの有効期限は、平成23年6月30日までに開催される第110回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第110回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知

らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第110回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

なお、平成22年3月31日現在の大株主の状況は事業報告15ページに記載のとおりです。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

- (1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

- (2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を

受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様に株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以 上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使をされる場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使ください  
ますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネット等による議決権行使のお手  
続きはいずれも不要です。

### <インターネットによる議決権の行使について>

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンから、当社の指定する議決権行使サイト  
（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、  
毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフト  
を設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環  
境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月17日（木曜日）午後5時40分まで受付い  
たしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記にご案内す  
るヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ロ  
グインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力くだ  
さい。
- (2) 株主以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止す  
るため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いする  
こととなりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたりご行使された場合の議決権行使の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる  
議決権のご行使を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)	
電 話	0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間	9:00~21:00

<議決権電子行使プラットフォームの利用について>

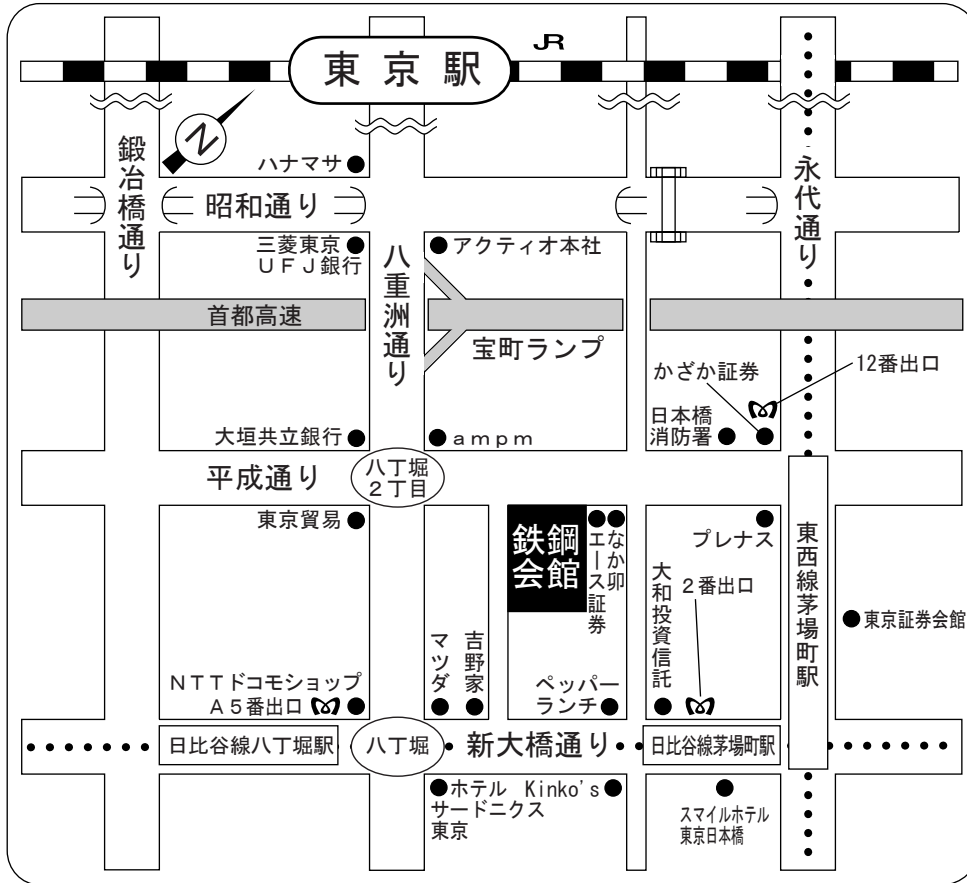
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

TEL (03) 3669-4856

鉄鋼会館 8階 801会議室



## ●地下鉄

東西線茅場町駅下車 12番出口

日比谷線茅場町駅下車 2番出口

日比谷線八丁堀駅下車 A5番出口

日本橋消防署方面へ(徒歩約5分)

八丁堀方面に向かって、大和投資信託のある交差点、または吉野家のある交差点を右折(徒歩約5分)

八丁堀交差点で東京駅方面へ左折し、八丁堀2丁目交差点を茅場町方面に右折(徒歩約5分)

## ●JR

JR東京駅下車 八重洲中央口

八重洲通りを八丁堀2丁目交差点で左折(徒歩約15分)

●当会場には駐車場が十分にございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。